

Decree 12／Circular 26



I. 税務規定の改訂に関するDecree 12の発行

政府は2015年2月12日、2014年11月26日付の改訂税法 Law 71/2014/QH13のガイダンスとして、2015年1月1日より遡って有効となるDecree 12/2015/ND-CP (Decree 12)を発行しました。主な内容は以下のとおりです。

1. 法人所得税 (CIT)

(i). CIT免税対象となる所得

農業、水産製品の加工による所得は、以下の条件をすべて満たせばCITが免税となります。

- 農業及び水産原料が総製造費用の30%以上を占める
- 農業及び水産加工製品で、特別消費税対象外となっている場合（ただし財政省の提案に基づき首相が認可した場合は特別消費税対象品目でも免税対象となる）

(ii). 損金算入可能項目の追加

- 法定資本金の拠出が完了している会社が、借入資金をもって他の会社に投資をする場合、当該借入金から発生する支払利息は損金算入できるようになります。
- 会社が支払う従業員のための生命保険費用に係る月あたり100万VNDの損金算入上限規定が撤廃され、全額損金算入できるようになります。

(iii). CIT優遇措置

Law 71が規定する税優遇適用条件に加えて、Decree 12は以下のガイダンスを規定しています。

- 製造業の新規投資プロジェクトがCIT10%優遇を15年間享受するためには、以下の条件を満たす必要があります。
 - 投資資本が最低6兆VND（約2億8千万USD）で、各種投資規定に従い、最初に投資許可を得た時から3年間以内に当該投資資本を拠出すること
 - 労働法等に基づき、1年間未満の雇用契約及びパートタイマーも含み、常時3000人以上の従業員を雇用していること（旧規定では1年間以上の雇用契約及び正社員限定）
- 農業、林業及び水産加工を行う企業が社会的・経済的に困難な地域に所在する場合、所得は10%の優遇税率となり、社会的・経済的に困難な地域に所在しない場合、農業及び水産加工を行う企業の所得は15%の優遇税率となる規定が追加されました。
- Decree 12では、経済特区、工業団地、ハイテク区及び優遇地域の外で行われた取引及びサービス活動による所得は、税優遇対象外となることが確認されました。
- ライセンス当局に認可されたまたは2009年～2013年の期間に Law32/2013/QH13 (Law32) 及びDecree218に基づくCIT優遇条件を満たす拡大投資プロジェクトを有する企業は、2015年以降の残余期間が税優遇の対象となります。

- 2009年～2013年に工業団地に投資プロジェクトがあった企業は、Law 32に基づき2015年以降の残余期間が税優遇の対象となります。
- 2015年1月1日より前は認められなかったが現在は認められる優遇地域に投資プロジェクトがある企業は、2015年度以降の残余期間が税優遇の対象となります。
- 2015年1月1日以降に、優遇地域に変更された地域に投資プロジェクトがある企業は、変更時点からの残余期間が税優遇の対象となります。

2. 付加価値税(VAT)

- 肥料、動物・家畜用飼料、農業生産専用の道具に対するVATが非課税になりました(旧規定では5%)。これらに対する仕入VATは、CIT目的では損金算入できませんが、VAT仕入税額控除はできません(2014年12月31日以前に発生し、控除・還付条件を満たすものを除く)。
- 輸入されたタバコ、アルコール飲料及びビールを再輸出する場合は、輸出売上VAT 0%の適用対象外となります。
- 計画段階以降に状況が変わったことにより、投資段階で既に解散、倒産または清算が検討されているような企業は、主たる事業活動から売上VATが発生することが見込まれないことから、解散、倒産または清算の手続中の段階では還付及び仕入VATの申告をする必要がありません。

3. 個人所得税(PIT)

(i). 給与所得に係るPIT

- 長期的に外国で居住していたベトナム人が、ベトナムに帰国して働く際の1回限りの引越し手当は、PIT非課税所得となります。
- 雇用者が従業員のために加入する生命保険(任意の年金基金保険を除く)及び積立式の任意保険に関する所得に対するPIT納税義務及び課税時点は以下のとおりです。
 - ベトナムの法律に基づいて設立及び事業を行う生命保険会社に加入している場合は、生命保険会社が保険契約の満期時に積立額及びプレミアムの合計金額の10%をPITとして源泉徴収する義務があります。
 - ベトナムの法律に基づいて、設立及び事業を行っていないがベトナムで生命保険サービスを提供することを認可された生命保険会社に加入している場合は、雇用者が、支払保険料の10%を支払の都度、源泉徴収しなければなりません。
- 以下の手当はPITの課税所得から控除できます。
 - 雇用者と従業員負担を併せて100万VND／月を上限とする、任意の年金基金の積立額

- 外国で働くベトナム税務上の居住者が、当該外国において強制的に加入する保険の保険料

(ii). PIT申告及び源泉徴収

- 雇用者または保険会社によってPIT10%が源泉徴収された生命保険または積立式任意保険については、PIT確定申告が不要となります。
- 宝くじ会社、保険会社及びマルチ商法会社は、宝くじ代理人、保険代理人、マルチ商法の販売人への支払手数料が1億VND以上の場合には、当該手数料を支払う前にPITを源泉徴収する責任があります。
- 年間所得が1億VND以上の個人から家屋または資産を賃借する会社または経済組織で、賃貸借契約において賃借人が税金負担することを明記している場合は、賃貸人に賃料を支払う前にPIT5%を源泉徴収する責任があります。

4. 租税管理

(i). 税務申告書類

- 納税者は、税務当局が既に保有しているサポーティングドキュメントを再提出する必要はありません。
- 納税者は、VAT、特別消費税及び天然資源税の申告において、月次または四半期次申告フォームのみを提出すればよく、明細リスト及びサポーティングドキュメントを提出する必要はありません。

(ii). 外貨での売上及び費用に対する適用為替換算レート

商品の輸出入及びその関税に関する為替換算レートについては、関税法のガイダンスとして2015年1月21日付で発行したDecree08/2015/ND-CP第21条3項に基づいて計算します。財政省は、他のケースに関する追加ガイダンスの発行を予定しています。

II. 付加価値税(VAT)、租税管理、インボイスに関するCircular 26の発行

財政省は2015年2月27日、政府が2015年2月12日付で発行したDecree12/2015/ND-CPのガイダンスとして、付加価値税(VAT)、租税管理、インボイスに関するCircular 26/2015/TT-BTC(Circular 26)を発行しました。当Circularは2015年1月1日より遡って有効となり、主な内容は以下のとおりです。

1. 付加価値税(VAT)

- Circular 26では、肥料、動物・家畜用飼料及び農業生産専用の設備に対するVATが非課税になることに関して追加ガイダンスが示されています。

- 借入金の借手が、契約の返済期限が到来したにもかかわらず返済することができず抵当資産を貸手に引き渡す場合には、VATインボイスを発行する必要はありません。
 - 土地所有権を会社の資本として現物出資し、当該土地所有権と建物等を一体として売却する場合のVAT計算目的の土地評価額(取引額全体から控除する額)は、資本拠出時の拠出契約額と土地所有権価格のいずれか低いほうになります。
 - 輸入されたタバコ、アルコール飲料及びビールを再輸出する場合は売上VATが非課税となり、仕入VATの控除ができません。
 - 仕入VATを、VAT課税売上とVAT非課税売上との比率で按分する際の計算方法が変わり、按分計算の分母にVAT申告不要売上高も加算することになります。
 - 海外の法人または個人から、贈答品として無料で輸入した商品に関して支払った輸入VATは、控除可能です。その際、控除要件として支払い証憑(銀行送金証憑)は要求されません。
 - 輸出品に対応する仕入VATの還付の計算方法が変更になり、単一の算定式が製造業及び貿易業の両方に対して適用されます。
 - 計画段階以降に状況が変わったことにより、投資段階で既に解散、倒産または清算が検討されているような企業は、主たる事業活動から売上VATが発生することが見込まれないため、解散、倒産または清算の手段中の段階では仕入VAT申告をする必要がありません。一方、実際の解散、倒産または清算時には、過去に控除及び還付を受けた仕入VATを国庫に返還しなければならず(清算過程で資産を売却することにより発生する売上VATに対応する仕入VATを除く)、いまだ控除・還付を受けていない仕入VATの還付申請も認められません。
- その他の場合は、ベトナム会計基準に関する2014年12月22日付Circular200/2014/TT-BTCに従います。
 - Circular 26は、遅延利息の計算方法に関するガイダンスを示しています。
 - 2015年1月1日以後発生した税金債務に対しては、0.05%／日を適用します。
 - 2015年1月1日より前に発生して発見(納税者による修正申告あるいは当局の指摘)されたものの、2015年1月1日時点で未払いの税金債務に対する遅延利息は以下のとおり計算します。
 - 2015年1月1日より前: 90日まで0.05%／日、91日以後0.07%／日
 - 2015年1月1日以後: 0.05%／日
 - 2015年1月1日より前に発生したものの、2015年1月1日以後納税者または税務当局によって発見された税務債務に対する遅延利息は0.05%／日を適用します。
 - 外国運送会社は、四半期毎に税金の仮計算及び前払いを行い、年度末に確定申告をしなければなりません。
 - 租税条約(DTA)に基づき税金還付申請する場合の納税証憑の提出が不要になりました。
 - 外国運送会社がDTAに基づき税金還付申請を行う際の書類が改訂されました。

3.インボイス

2.租税管理

- 納税者の本部と異なる省においてVAT込みで10億VND超の売上高がある建設及び据付プロジェクトに限り、地方の省で納付するVATを帳簿方式で申告及び納税する必要があります。前規定ではこのような売上高の限定はありませんでした。
- Circular 26では、売上、費用、課税所得及び納税額に適用する為替レートガイダンスが示されています。
 - 外貨での納税義務があるにもかかわらずVNDでの納税が認められている納税者は、納税時点で口座を開設している商業銀行またはその他の金融機関が公表するBUYレートを適用してVNDに換算します。
 - 外貨での売上または費用の発生がある納税者は、口座を開設している商業銀行が公表する、売上に対してはBUYレート、費用に対してはSELLレートを適用してVNDに換算します。
- インボイス使用申請日から5営業日以内に税務当局が正式の書面での意見書を発行しない場合は、納税者は自己印刷・注文印刷インボイスを使用することができます。
- 3～6ヶ月の間に発行できるインボイス数量を税務当局が決定するという前規定が無くなります。
- 企業内で消費した商品に対するVATインボイスの発行が不要になります。
- インボイス上、税コードは正しいが売り手の名前や住所等の情報が間違っている場合、両者が誤った情報を修正することに合意し、調整記録を発行すれば、インボイスの再発行は不要になります。

Contact Us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務
 税務・投資・コーポレートサービス
 ビジネスアドバイザリーサービス
 ファイナンシャルアドバイザリーサービス
 ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

谷中 靖久
 公認会計士(日本) マネジャー
 E: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

古屋 秀規
 アシスタントマネジャー
 E: hfuruya@kpmg.com.vn

松木 摩耶子
 公認会計士(日本)
 アシスタントマネジャー
 E: mmatsuki@kpmg.com.vn

Pham Thi Thu Huong – 日本語可
 シニア
 E: huongtpham@kpmg.com.vn

46th Floor, Keangnam Hanoi Landmark
 Tower 72 Building, E6 Pham Hung Street,
 Me Tri, Tu Liem, Hanoi.
 T: +84 4 3946 1600
 F: +84 4 3946 1601
 E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

渡 喬
 公認会計士(日本) マネジャー
 E: takashiwatari@kpmg.com.vn

金岡 秀浩
 公認会計士(日本) マネジャー
 E: hidehirokanaoka@kpmg.com.vn

田村 陽一
 公認会計士(日本) マネジャー
 E: ytamura1@kpmg.com.kh

Nguyen Thi My Duy – 日本語可
 アシスタントマネジャー
 E: duymnguyen@kpmg.com.vn

10th Floor, Sun Wah Tower,
 115 Nguyen Hue Street, District 1,
 Ho Chi Minh City.
 T: +84 8 3821 9266
 F: +84 8 3821 9267
 E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

有限責任 あずさ監査法人 ベトナムデスク

東京事務所
 Otemachi Financial City South Tower,
 9-7 Chiyoda-ku, Tokyo, 1008172

中谷 剛之
 シニアマネジャー
 T: +81 3354 8805
 F: +81 3354 8815
 E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

大阪事務所
 Ginsen Bingomachi Bldg, 6-5, 3-Chome,
 Kawara-Osaka-541-0048

桂木 茂
 パートナー
 T: +81 6 7731 1000
 F: +81 6 7731 1011
 E: shigeru.katsuragi@jp.kpmg.com

kpmg.com.vn

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.